金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第20条及び平成28年改正前の措法（以下「平成28年改正前旧措法」といいます。）第20条の規定による金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て又は総収入金額算入を行う場合に使用します。

この明細書は、金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。

１　記載要領

⑴　「①」欄には、特定施設の所在地を記載するとともに、（ ）内に「坑道」、「捨石の集積場」、「鉱さいの集積場」の別を記載します。

（注）「特定施設」とは、「金属鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場（その使用の終了後に坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれがないものとして経済産業省令で定めるものを除く。）」をいいます。

⑵　「③」欄は、平成29年分以後について申告する場合には「100又は」を抹消し、平成28年分以前について申告する場合には「又は80」を抹消します。

⑶　「⑤」欄には、前年分のこの明細書の「⑧」欄の金額を記載します。

⑷　「⑥」欄には、金属鉱業等鉱害防止準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第９条の規定により積立金の取戻しをしたこと、任意に取り崩したこと等により積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。

２　提出先

納税地を所轄する税務署長

３　根拠条文

旧措法第20条、平成28年改正前旧措法第20条、平成15年改正措法附則第73条第１項、平成15年改正前の措法第20条の３